

## 防府市人・農地プラン検討会設置要綱

平成24年10月1日制定

平成26年 4月1日改正

平成27年 4月1日改正

平成30年 4月1日改正

令和 3年 3月1日改正

### (目的)

第1条 本市における人・農地プランについて、地域農業の実情や地域の中心となる経営体の意向が十分に反映され、地域農業の将来を見通して持続可能なものとなっているかを審査・検討するため、防府市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 人・農地プランに係る事項

- ア 今後の地域の中心となる経営体と連携する農業者
- イ 農地集積計画
- ウ 今後の地域農業のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる機関・団体等が推薦した者及び同表に掲げる職にある者で構成する。

- 2 委員の概ね3割以上は女性農業者で構成する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、防府市産業振興部農林水産振興課長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。

(会議)

第5条 会議は、必要の都度、召集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(事務局)

第6条 防府市農林水産振興課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

## 別表

## 防府市人・農地プラン検討会 委員名簿

令和3年3月現在

区 分	委 員 名
市	防府市産業振興部農林水産振興課長
農協	山口県農業協同組合防府とくち統括本部 営農経済部指導販売課長
農業委員会	防府市農業委員会事務局
法人協議会	防府とくち地域集落営農法人等連絡協議会
農林水産事務所	山口県山口農林水産事務所農業部
農地中間管理機構	公益財団法人やまぐち農林振興公社
農業者	農業者